

提出日(西暦)	2019年9月12日
---------	------------

品質管理システム概要書(2019年7月10日現在)

監査事務所名 監査法人コスモス  
代表者名 新開 智之

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、社員会は当法人の品質管理に関する最終的な責任を負うこととしている。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当法人は、監査事務所及び監査実施者が監査業務に係る職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、倫理規則第2条に基づき職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めている。なお、職業倫理の遵守状況の監視については監査業務の定期的検証チェックリストにより確認している。

(2) 独立性

当法人は、監査事務所及び監査実施者が倫理規則等で定める独立性の規定を遵守することを求め、独立性の規定を遵守させるため品質管理担当責任者は監査実施者から独立性に関する情報を提供させ遵守状況を監視している。また、大会社等の監査業務については、業務執行社員に対して倫理規則等で定める一定期間(7会計期間)のローテーションを義務付けている。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当法人は、監査契約の新規の締結及び更新をする際には、関与先の誠実性、当法人の事務所の規模及び組織、潜在的な利益相反関係のほか監査業務実施中に生じた重要な事項が監査契約の更新の判断に与える影響を考慮することとしている。また、監査契約の新規の締結及び更新を確実にするため、監査契約の新規の締結及び更新のチェックリストを整備し運用している。また、監査契約後、監査契約の締結を辞退する原因となる情報を業務執行社員が入手した場合、当該情報を適宜社員会に伝達し適切な措置を講じることとしている。

#### 4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために必要な適性、能力、経験及び求められる職業倫理を備えた監査実施者を採用することとしている。また、監査業務従事者に対し専門的知識・能力、職業的専門家としての資質の養育、監査業務の質的水準の維持・向上のため随時研修を行っている。また、監査マニュアルの有効な運用により教育・訓練を実施している。なお、各構成員の研修の履修結果を管理し、日本公認会計士協会の継続的専門研修制度で定められている必要な単位数を満たしていることを確かめている。また、監査実施者の評価に関しては、能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守することを評価し、報酬及び昇進を決定している。次に、業務執行社員の選任に関しては、職責を果たすのに適切な能力、適性、経験、独立性及び権限を保持し、十分な時間を確保すること、業務執行社員は職業倫理（独立性を含む。）を遵守して監査業務を実施すること等を考慮することとしている。

##### 【不正リスクへの対応】

当法人は、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供する。

#### 5. 業務の実施

##### (1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定め運用している。監査補助者への指導及び監督等を通じ、監査業務の質を合理的に確保していくこととしている。

##### (2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を次のように定め、その遵守を監視している。

- ・判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施すること
- ・専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、監査事務所内外において、十分な人材等を確保すること
- ・専門的な見解の問合せから得られた見解を十分に検討し対処すること
- ・専門的な見解の問合せの内容、得られた見解及びその対処を文書化すること

##### 【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経

験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしている。

### (3) 審査の方針及び手続

当法人は、今後、原則としてすべての監査業務について、監査計画並びに監査意見形成のための審査を行っている。ただし、幼稚園のみを設置している都道府県知事所轄学校法人の私立学校振興助成法に基づく監査、又は任意監査（公認会計士法第2条第1項業務のうち、法令で求められている業務を除く監査）のうち、監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている監査業務については審査を要しないとすることができる。なお、審査の担当者は審査対象監査業務からの客観性や倫理規程等で要求される独立性等を考慮し選任することとしている。

#### 【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、審査において検討され評価される事項には、例えば、以下の事項が含まれる。なお、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任することとしている。

- (a) 修正後の監査の基本的な方針と詳細な監査計画の内容
- (b) 監査上の判断、特に重要性及び重要な虚偽表示の発生可能性に関して行った判断
- (c) リスク対応手続の種類、時期及び範囲
- (d) 入手した監査証拠が十分かつ適切かどうか
- (e) 専門的な見解の問合せの要否及びその結論
- (f) 不正による重要な虚偽表示の疑義に関する監査調書には、実施した手続とその結論が適切に記載されているかどうか

### (4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当法人は、監査上の判断の相違を解決するため、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を次のように定めている。

- ・専門的問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化しなければならない
- ・監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならない

### (5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当法人は、監査報告書日以後、60日以内に監査ファイルの最終的な整理を完了することとしている。

また、監査調書の保存に関する方針及び手続を、次のように定める。

- (a) 電子的な監査調書においては、技術進歩と機能向上の影響を受けるため、保存期間中における可視性、再現性や検索可能性を確保すること
- (b) 監査ファイルの最終的な整理の完了後における監査調書の変更又は追加の履歴を明確にすること

(c) 品質管理レビューやその他の目的で、当法人外の権限を有する者が監査調書を閲覧できるようにすること

(d) 監査調書の保存管理のため、調書保管台帳を作成し、監査調書の最終的な整理の完了後に所定の事項（クライアント毎の年度別連番号、ファイル名等）を記録するとともに監査調書の背に連番号を記載し、定期的に棚卸しを実施すること

(5) 廃棄時には、その旨、年月日を調書管理台帳に記載すること

監査調書は、品質管理規程に定める期間を保有した後は、保存期限を延長したものを除き、品質管理担当責任者の承認を得て、廃棄手続をとる

なお、監査調書の廃棄方法及び外部業者に委託することが出来るが、この場合の対応に関する方針及び手続についても同様の方針及び手続を定めて運用している。

## 6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

各監査業務の日常的監視は、原則として業務執行社員から独立した社員により行っている。このほか、監査業務に関する品質管理の実施状況を点検するための監査業務の定期的な検証を、毎年実施している。なお、この監査業務の定期的な検証は、監査業務に関わる社員が一定期間（3年）内に業務執行した監査業務のうち少なくとも1つの監査業務が検証の対象となるように計画することとしている。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、以下に掲げる項目が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめる。

(a) 監査契約の新規の締結及び更新

(b) 不正に関する教育・訓練

(c) 業務の実施（監督及び査閲、当法人内外からもたらされる情報への対処、専門的な見解の問合せ、審査、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合の引継を含む。）

(d) 監査事務所間の引継

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当法人は、日常的監視及び定期的な検証によって不備が発見された場合、その影響を評価し、以下のいずれに該当するかを判断する。

(a) 監査業務が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して実施され、かつ、発行する監査報告書が適切であることを合理的に確保する上で、品質管理のシステムが不十分であることを必ずしも示していない事例

(b) 速やかな是正措置が必要な、組織的、反復的又はその他の重要な不備

なお、上記(b)に該当する事項が判明した場合には、品質管理担当責任者は、改善を要する事項を検討し、適切な措置を取ることとしている。

品質管理担当責任者は、監査責任者及び他の適切な者に対して、品質管理のシステ

ムの監視によって発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達しなければならない。監査責任者等は、それぞれの権限と責任に応じて、迅速かつ適切な対応を図り、求められた是正措置を適時に実施しなければならない。

なお、発見された不備に対する適切な是正措置には、以下のうち一つ又は複数の事項を含める。

- (a) 関係する監査業務又は専門要員に対する適切な是正措置の実施
- (b) 訓練や職業的専門家としての能力開発に関する

### (3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人は、下記に該当する事項を発見した場合には、いつでも品質管理担当責任者に報告することができることとしている。また、関与先又はその他の第三者から不服と疑義の申立てを受けた者は、速やかに、品質管理担当責任者に報告しなければならない。

品質管理担当責任者は、不服と疑義の申立てがあった場合には、その内容を吟味し、関連する監査チームへの質問、必要と認める場合には、関連する書類等を閲覧して、不服と疑義の申立てを調査する。当該調査は、調査の対象となった監査業務に従事していない者の管理下で行うこととし、必要に応じて法律専門家を関与させる。また、関連する業務に関与していない者を管理者として指名することが実務上困難な場合には、不服と疑義の申立ての調査を実施するために、監査事務所外の適格者又は他の監査事務所を利用することとしている。

## 7．監査事務所間の引継の方針及び手続

監査人の交代に際しては、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠して実施するものとし、品質管理担当責任者は、監査人の交代に際して前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方についての監査業務の引継に関して、当該監査業務の引継が当法人の方針及び手続に準拠して行われているかどうかを確かめることとしている。

## 8．共同監査の方針及び手続

当法人は、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを確かめ、社員会の承認の上、共同監査に関する協定書を作成することとしている。また、各々の監査事務所相互間の監査業務の分担方法、監査調書の相互査閲及び監査業務内容の評価の方法、審査に関する事項、各々の監査事務所相互間で取り交わすべき書類については共同監査に関する協定書で定めることとしている。

9 .組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

当法人は現在に至るまで組織再編を行っていない。

今後、合併等組織再編を行った場合は、合併後一定期間に複数の品質管理システムの方針及び手続が併存することとなる場合もあると思われるが、可及的速やかに統一する方針である。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。